

12月2日は
社労士の日



支えます！ 職場の安心 企業の未来 ～社労士～



全国社会保険労務士会連合会

社労士会

検索 

〒103-8346 中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 TEL.03-6225-4864

支えます！ 職場の安心 企業の未来 ～社労士～

人事・労務の相談、年金、労働社会保険の手続き…
身近なことから未来のことまで、社労士にお任せください。

こんなことでお悩み、お困りではありませんか？

「雇用」とどうなるの？

就業規則、雇用契約書って？

労働時間の管理はどうしたらよいの？

労働保険、社会保険って加入しなければならないの？



「雇用」した後はどうするの？

行政手続きが複雑でわかりにくい。

人事・労務管理の法律知識がない。相談できる専門家がいてほしい。

従業員とトラブルが発生！どこに相談したらよいの？

おまかせ
グッドマン！



ご注意 アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他士業等の社労士でない者が、労働社会保険に関する申請書等の作成・届出及び帳簿書類の作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

人事・労務管理も社労士にご相談ください

就業規則の
作成・見直し

賃金・評価制度
の設計・運用

優秀な人材の
確保・育成

職場トラブルの
未然防止・円満解決



インターネットでアピール
経営労務診断
サービス



企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、その結果を企業情報ウェブサイト「サイバー法人台帳ROBINS」に掲載し、企業の労務管理の健全性を広くアピールするお手伝いをします。

※詳細は

社労士に相談・業務依頼をしたいときは…

全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、全国社会保険労務士会連合会ホームページの「都道府県社会保険労務士会&会員リスト」(www.shakahokenroumushi.jp/footer/list/)をご覧ください。